

別表（第2条、第3条、第4条関係）

1 設置根拠等	2 設置者	3 社会福祉施設等	4 補助根拠
生活保護法（昭和25年法律第144号）第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	(1)保護施設	生活保護法第74条第1項
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号	社会福祉法人	(2)社会事業授産施設	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。） 社会福祉法人等 社会福祉法人等	(3)障害福祉サービス事業所等 ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。） （障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援を行うものに限る。） イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。） ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	

障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号） 第348条第2項第10の6号及び第 10の7号の規定により固定資産税を 課されないこととされている法人（社会 福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人 又は公益財団法人。医療法人を除く。）	エ 障害者支援施設	
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28 条第3項	社会福祉法人	(4)身体障害者社会参加支援施設	
障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	(5)福祉ホーム	
平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労 働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急 仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類ごとに定められて いる設置者	(6)応急仮設施設	
社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	(7)無料低額宿泊所	
生活保護法第30条	社会福祉法人等	(8)日常生活支援住居施設	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4 年法律第52号）第12条	社会福祉法人	(9)女性自立支援施設	
別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	(10)その他の施設	